

10 日常生活自立支援事業・成年後見制度・法テラス

(1) 日常生活自立支援事業

I どんな制度

福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理や重要書類の管理、出し入れなどに不安がある方が、地域で自立した生活を送ることができるようサービスを提供します。

II 対象

次のすべての要件を満たしている方

- ① 高齢者や身体、知的および精神障害等で日常生活に支援の必要な方
- ② ご本人のみでは福祉サービスの利用や金銭の支払い、重要書類の保管をすることなどが困難な方
- ③ サービス内容を理解し、ご本人の意思で利用の申し込みを決めることができる方

III 提供するサービス内容

福祉サービス 利用援助サービス	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉サービスの情報提供、助言・ 福祉サービスの利用手続き援助・ 苦情解決制度の利用援助・ 福祉サービス利用料の支払い手続き・ 日常生活に必要な事務に関する手続き
日常的な金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none">・ 預貯金の払い戻し、預け入れの手続き・ 家賃および公共料金等の支払い手続き・ 医療費の支払い手続き・ 年金等の受領に必要な手続き
書類等預かりサービス	<ul style="list-style-type: none">・ 預貯金通帳、証書の預かり ・ 有価証券の預かり（株券を除く）・ 印鑑の預かり・ 証書（保険証書、年金証書、不動産権利書、契約書類など）の預かり

IV 費用（※ 相談は無料です。）

- ① 福祉サービス利用援助サービス・日常的な金銭管理サービス
月 2,500 円（基本料 500 円含む）
- ② 書類等預かりサービス
年間 3,000 円または 6,000 円（預かり物の内容および金額によります）

V 手続き方法

各区あんしんセンターまでご連絡ください。専門員が訪問等によりサービスの内容や手続き等についてご説明します。その後、利用申込み、関係機関との調整や契約手続き等をすすめます。まずはお電話でお問合せください。※生活保護を受給されている方につきましては、各区地域みまもり支援センター（各地区健康福祉ステーション）保護課へお問い合わせください。

VI 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話・FAX番号
川崎区あんしんセンター (川崎区社会福祉協議会)	210-0011	川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビルB-1棟6階 福祉パルかわさき内	電話：044-245-1144 FAX：044-211-8741
幸区あんしんセンター (幸区社会福祉協議会)	212-0023	幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内	電話：044-556-5082 FAX：044-556-5577
中原区あんしんセンター (中原区社会福祉協議会)	211-0067	中原区今井上町 1-34 和田ビル1階 福祉パルなかはら内	電話：044-722-6122 FAX：044-711-1260
高津区あんしんセンター (高津区社会福祉協議会)	213-0001	高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき3階 福祉パルたかつ内	電話：044-812-5833 FAX：044-812-3549
宮前区あんしんセンター (宮前区社会福祉協議会)	216-0033	宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス4階 福祉パルみやまえ内	電話：044-856-5788 FAX：044-852-4955
多摩区あんしんセンター (多摩区社会福祉協議会)	214-0014	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内	電話：044-933-2411 FAX：044-911-8119
麻生区あんしんセンター (麻生区社会福祉協議会)	215-0004	麻生区万福寺 1-2-2 新百合21ビル1階 福祉パルあさお内	電話：044-952-5711 FAX：044-952-1424

(2) 成年後見制度

I どんな制度

精神障害などの理由で物事を判断する能力が十分ではない方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、これらのことを自分で行なうのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約があってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し、法律的に支援する制度です。

II 内容

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の状況に応じて支援内容が変わります。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときの助言や支援をします。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、身上保護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおくというものです。

III 申立てする場所

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所

※ 管轄の家庭裁判所が分からない場合は最寄りの家庭裁判所におたずねください。

IV 申立てをすることができる方

本人、配偶者、四親等内の親族などに限られています。

その他に身寄りがいない方などは、市区町村長が申立てる場合があります。

V 必要な書類や費用

申立てる内容によって変わりますので、相談・問合せ先にご相談ください。

VI 相談・問合せ先

名称	電話番号
横浜家庭裁判所川崎支部後見係	044-222-1671
川崎市成年後見支援センター（川崎市社会福祉協議会内）	044-712-8071
お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係	【 P83 】

(3) 法テラス（日本司法支援センター）

I どんなところ

法テラスは、国が設立した法的トラブル解決の総合案内所です。「借金」「離婚」「相続」といった様々な法的トラブルを抱えてしまったとき、「だれに相談すればいいの?」、「どんな解決策があるの?」と、わからないことも多いはず。こういった問題解決への「道案内」をするのが「法テラス」の役目です。

法テラスは、裁判その他法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士、司法書士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施および体制の整備に関し、全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して、その業務の迅速、適切かつ効果的な運用を図っています。

II 内容

① 情報提供

情報提供業務とは、利用者からの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務です。

法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、誰に相談していいのか分からないという方にまた身近にそのような方がいる方、将来法的トラブルになるのを避けるために予め法制度に関する情報等を得ておきたい方々に、解決の道案内をいたします。

② 民事法律扶助

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、「法律相談援助」、必要な場合に弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）業務です。

扶助事業の対象者は、国民および我が国に住所を有し適法に在留する外国人です。法人・組合等の団体は対象者に含まれません。また、資力（収入・資産）が一定額以下であることが必要です。

③ このほか、犯罪の被害にあわれた方などへの支援（犯罪被害者支援業務）等、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています。

（ほかに司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務があります）。

III 問合せ先

名称		電話番号	受付時間
法テラス川崎		0570-078309	平日：9:00～17:00
法テラス コールセンター	法的トラブルでお困りの方	0570-078374	平日：9:00～21:00
	犯罪被害にあわれた方	0570-079714	土曜日：9:00～17:00